

平成24年度 第4回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

平成24年7月26日（木） 午後1時30分 開議

- 日程第1 承認事項 前回会議録の承認について  
（平成24年度第3回定例会）
- 日程第2 報告 教育長報告
- 日程第3 議案第29号 宮古島市教育委員会外国語指導助手の報酬、費用  
弁償及び勤務条件に関する規則の一部を改正する  
規則について
- 日程第4 議案第30号 宮古島市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
- 日程第5 その他 平成24年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）につ  
いて（教育費）
- 日程第6 その他 オスプレイ配備反対宮古地区大会実行委員会への加盟に  
ついて
- 日程第7 その他 住民合意のない「学校統廃合」に反対する決議
- 日程第8 その他 教育条件・労働条件整備の改善についての要請

議案第 29 号

宮古島市教育委員会外国語指導助手の報酬、費用弁償及び勤務条件に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 24 年 7 月 26 日

宮古島市教育委員会  
教育長 川満 弘志

提案理由

JET プログラムの運用改善に伴い、報酬を見直すには規則を改正する必要があるため、本案を提出します。

## 別紙

宮古島市教育委員会外国語指導助手の報酬、費用弁償及び勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

宮古島市教育委員会外国語指導助手の報酬、費用弁償及び勤務条件に関する規則（平成17年教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（任用期間）

第4条 外国語指導助手の任用期間は、1年以内とする。ただし、5年を超えない範囲で再任用することができる。

第7条第1項を次のように改める。

外国語指導助手の報酬は、所得税及び住民税控除前の額で月額28万円とし、再任用した場合の2年目は月額30万円、3年目は月額32万5千円とし、特に優れた者として2回を超えて再任用された場合の4年目及び5年目は、それぞれ月額33万円とする。

同条第4項中「360万円」を「年間報酬総額」に改める。

## 附 則

この規則は、平成24年8月1日から施行する。ただし、この規則の施行の日以前に任用された外国語指導助手の報酬については、なお従前の例による。

議案第30号

宮古島市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成24年7月26日

宮古島市教育委員会  
教育長 川満 弘志

提案理由

宮古島市スポーツ推進審議会条例（平成17年宮古島市条例第205号）  
第2条の規定により委嘱する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市スポーツ推進審議会委員名簿

任期：平成24年8月1日～平成26年7月31日

	氏名	備考
1	本村 博昭	宮古島市体育協会会長
2	美里 泰雄	宮古島市陸上競技協会元会長
3	武富 清	行政 OB
4	松川 英世	宮古サッカー協会元会長
5	伊志嶺 吉作	宮古中学校体育連盟会長